いなべ市地域福祉活動計画

平成２１年７月

いなべ市社会福祉協議会

目　次

Ⅰ　地域福祉活動計画とは… 1
１．地域福祉活動計画の背景と目的 1
２．計画期間 2
３．市町村地域福祉計画との関係 3

Ⅱ　社会福祉協議会の概要 4
１．いなべ市社会福祉協議会の概要 4
２．いなべ市社会福祉協議会の組織体制 5

Ⅲ　いなべ市の現状 6
１．人口の状況 6
２．世帯の状況 7
３．高齢者、障がい者の状況 8
４．アンケートからみる地域の状況 9
（１）社会福祉協議会の認知度 9
（２）「地域」の範囲 10
（３）近所づきあいの程度 10
（４）自治会や子ども会、ＰＴＡなどの地域活動の状況 11
（５）ボランティアやＮＰＯ活動への参加意向 11

Ⅳ　計画の基本的な考え方 12
１．基本理念 12
２．基本目標 13
３．計画の体系 14

Ⅴ　取り組みの方向性……15

１．ひとづくり　～だれもがふれあい、思いやりの意識を育む～……15
（１）だれもが地域福祉に関心がもてるようにする……17
（２）学校との連携により、子どもたちの福祉の心を育む……18
（３）ボランティア活動を活発にする……19

２．地域づくり　～助け合い、支え合える関係をつくる～……20
（１）地域のことを知り、考える……21
（２）日常的に見守り、助け合える関係をつくる……22
（３）支援が必要な人を見逃さない地域をつくる……23

３．ネットワークづくり　～協働と連携でみんながつながる～……26
（１）各種団体活動を支援する……27
（２）団体同士の連携を強化する……28
（３）社協における支援体制を強化する……29

４．安心な環境づくり　～サービスを活かし、自立して暮らす～……30
（１）高齢期を健やかに過ごせるようにする……32
（２）障がいがある人の生活を支える……35
（３）保育、子育て家庭を支援する……36
（４）サービス提供体制を充実する……37

Ⅵ　計画の推進に向けて……38
１．社会福祉協議会の組織体制の整備・充実……38
２．会員数の確保と健全な財務運営の推進……38
３．市民・行政等との連携……39

Ⅰ　地域福祉活動計画とは…

１．地域福祉活動計画の背景と目的

近年わが国の福祉政策は、地域社会や家族形態の変容に伴い増大・多様化する福祉ニーズに対応するため、「措置から契約へ」「施設福祉から在宅福祉への転換」と、福祉の仕組みを大きく変える「社会福祉基礎構造改革[1]」が進められています。平成 12 年には社会福祉事業法が社会福祉法[2]と改正され、同法第４条で「地域福祉の推進」が基本理念の柱の一つとして明確に規定されました。また、平成 18 年度から施行された改正介護保険法、障害者自立支援法により地域全体で高齢者や障がい者の自立を支える仕組みが整備されつつあるなか、地域の担う役割はますます重要視されています。

いなべ市社会福祉協議会では、地域福祉を推進するなかで、地域住民のだれもが安心して生活できる福祉のまちづくりをめざした活動を行っています。しかし、近年、少子高齢化や家族形態の多様化、住民のライフスタイルや価値観の多様化といった社会情勢の変化を受け、地域のつながりや家族間のつながりが希薄化しており、結果として介護や子育ての問題をはじめとした、社会的な助けを必要としながらも従来のサービスだけでは十分に対応しきれない問題が浮かび上がってきています。

そのような状況のなか、住民一人ひとりが顔のみえる関係のなかでお互いに助け合い、支え合う地域社会の実現に向けて地域福祉を総合的に推進していくための仕組みづくりを行っていく必要があり、地域福祉推進の中心的役割を担っている社会福祉協議会に求められている役割は大きなものとなってきています。

このような地域社会の変化や制度改革の流れを受け、いなべ市社会福祉協議会では市における地域福祉の取り組みの方向性を示すため、「いなべ市地域福祉活動計画」を策定することとします。

---

[1] **社会福祉基礎構造改革**
平成 11 年に当時の厚生省が示した社会福祉領域における改革。改革は、社会福祉の理念に基づき推進していくとされ、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実の３点が示された。今日の社会福祉領域におけるさまざまな制度改革の原点となっている。

[2] **社会福祉法**
社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉基礎構造改革」に基づいて、平成 12 年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

２．計画期間

本計画の計画期間は、いなべ市地域福祉計画との整合性を図るため、平成 21 年度から平成 23 年度の３年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを行っていくものとします。

	H19	H20	H21	H22	H23
いなべ市地域福祉計画	→	→	→	→	→
いなべ市地域福祉活動計画（本計画）			→	→	→

３．市町村地域福祉計画との関係

地域福祉活動計画は、地域社会における住民の福祉ニーズを背景とし、福祉課題の解決を住民及び住民団体の諸活動によって進めるものであり、福祉問題の把握から問題解決の一貫した流れを計画化したものです。それに対して行政の策定する地域福祉計画は、住民、福祉団体、福祉施設関係者などが、地域の福祉課題や地域福祉推進の理念を共有し、それぞれの役割のなかで、お互いが力を合わせる関係をつくり、地域で支えるセーフティーネット[3]づくりをめざすとともに、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを計画化していくものとされています（市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について　平成 14 年１月 28 日）。計画の推進のためには、行政と社会福祉協議会は相互に連携を図る必要があります。

■いなべ市地域福祉計画との関係図

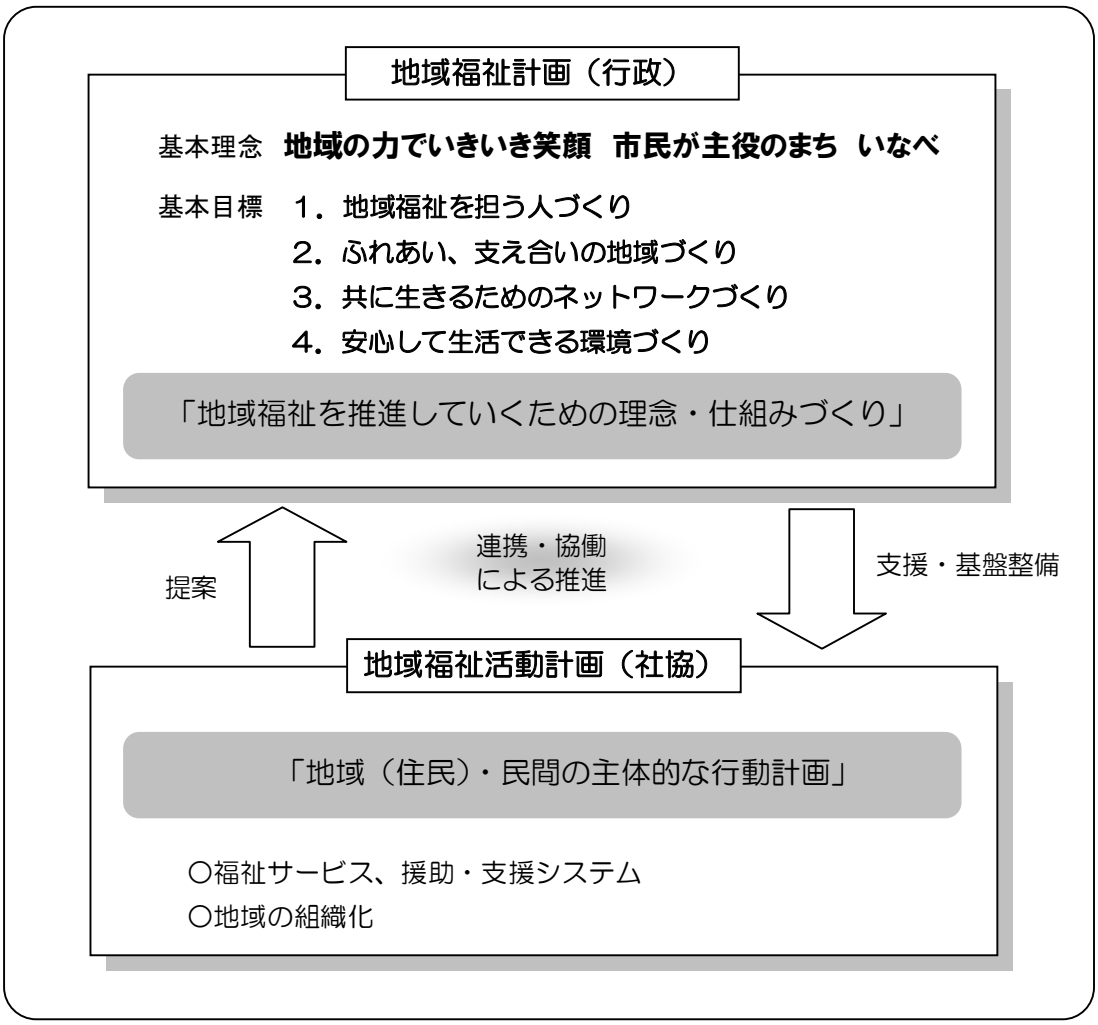

※　地域福祉活動計画は、地域福祉を推進していくための具体的な行動計画です。
そのため、策定にあたってはその他の行政計画とも整合性を図っていきます。

---

[3]　セーフティーネット
セーフティーネットとは、サーカスの空中ブランコで落下してもけがをしないように張られている網（ネット）を語源とし、最近では経済、労働、福祉の分野などで用いられている。
地域福祉におけるセーフティーネットは、地域に住むすべての住民がその人らしく安心・安全に生活が送れるよう、地域において網の目に張り巡らされた、助け合い・支え合いネットワークによる生活支援の仕組みをさす。

Ⅱ　社会福祉協議会の概要

１．いなべ市社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、地域社会において住民をはじめ、公私の社会福祉及び保健衛生などに関する専門家や専門機関、団体等の参加協力を得て、住民の福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人です。また、平成 12 年６月に改正された社会福祉法第４条及び第 109 条において位置づけられた団体として地域福祉の推進に努めることが求められています。

いなべ市社会福祉協議会は、平成 15 年 12 月、大安町、北勢町、員弁町、藤原町の４町の合併にあわせ、旧４町の社会福祉協議会が合併して誕生しました。本所を大安地区に置き、旧４町の社会福祉協議会事務所をそれぞれ支所と位置づけ、合併後も地域に根づいた活動を推進しています。

特に、いなべ市は福祉関連の民間事業者の参入が少ない地域であるため、旧町社協時代から介護保険サービスを中心に、地域への福祉サービスの提供主体として、重要な役割を担ってきました。

しかし、近年では、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地震・台風等の自然災害の発生、家庭内暴力や虐待、引きこもりなどの社会問題、人権を無視するような事件の発生等、さまざまな問題が顕在化しています。改めて地域のあり方が問われるとともに、住民同士が互いに支え合い、助け合えるまちづくりが求められています。そのため、これまで以上に地域への入り込みを促進しながら、各地域のニーズを十分に拾い上げ、必要な対応が図れる体制を地域において地域と協働で整備していくことが必要となります。

今後、地域内において実施されている公私の社会福祉及び福祉サービス、福祉活動の促進を図ると同時に、これらの活動が地域のなかで十分に行えるよう、福祉コミュニティづくりを一体的に進め、地域福祉の推進を図っていくことが大切となっています。

■いなべ市社会福祉協議会の沿革

年月	できごと
昭和 63 年　４月	大安町社会福祉協議会 法人設立
平成　元年　４月	北勢町社会福祉協議会 法人設立
平成　３年 10 月	員弁町社会福祉協議会 法人設立
平成　５年　４月	藤原町社会福祉協議会 法人設立
平成 15 年 12 月	員弁郡４町の合併に伴い、いなべ市社会福祉協議会誕生
平成 16 年　４月	小規模作業所コスモス作業所の受託運営開始
平成 17 年　３月	たんぽぽ作業所（３ヶ所）が県の認可を受け、知的障害者通所授産施設に
平成 17 年 10 月	ふじわらデイサービスセンター設置経営
平成 18 年　４月	石榑保育園が受託運営から設置経営へ
平成 19 年　４月	いなべ市北地域包括支援センターの受託運営開始
平成 21 年　４月	三里保育園の経営開始

２．いなべ市社会福祉協議会の組織体制

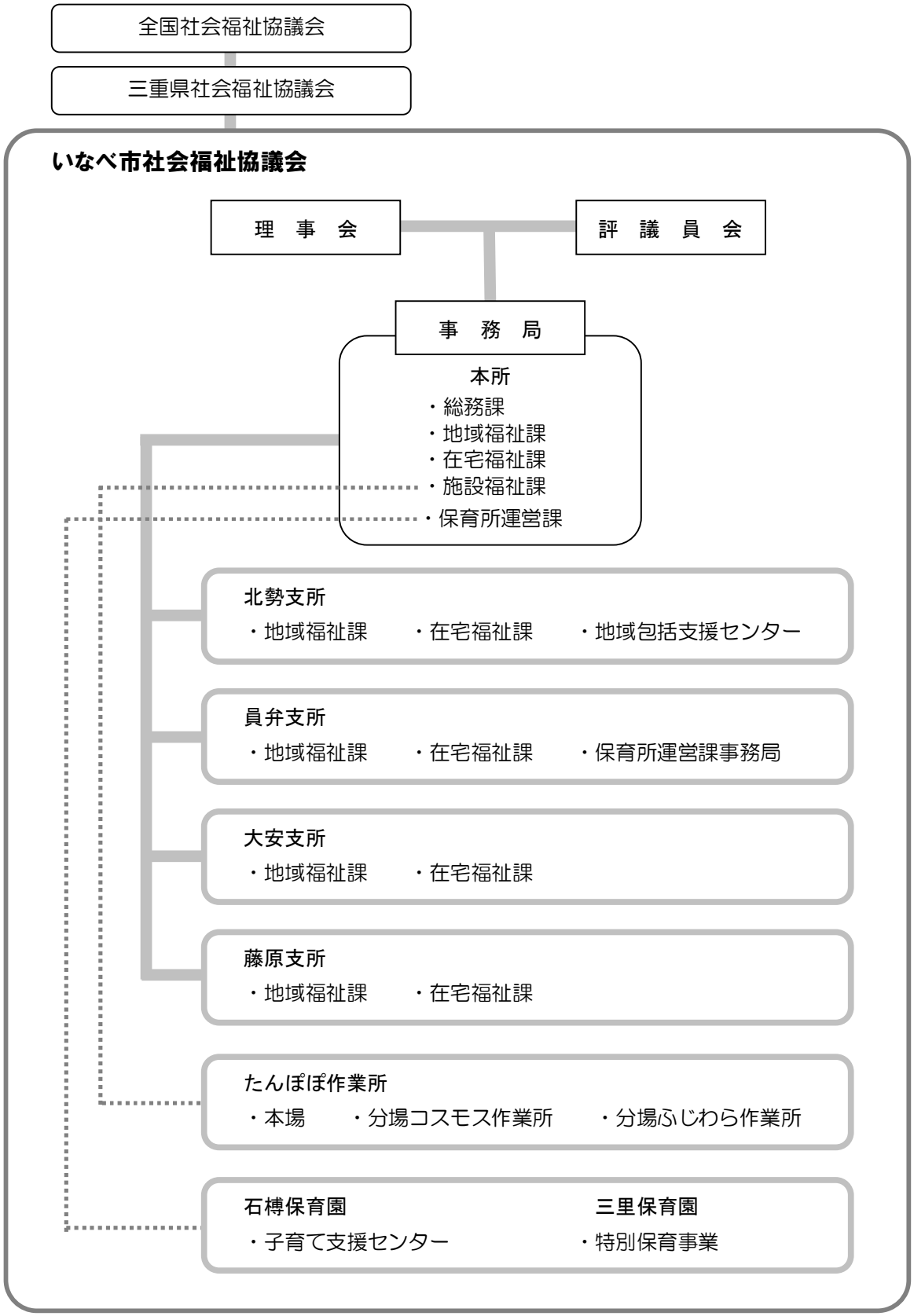

Ⅲ　いなべ市の現状

１．人口の状況

○現在のいなべ市は少子高齢化の状況にあり、特に高齢化が急速に進行しています。
○いわゆる団塊の世代の人口が多いため、今後も高齢者が増加することが予想されます。

■人口の推移

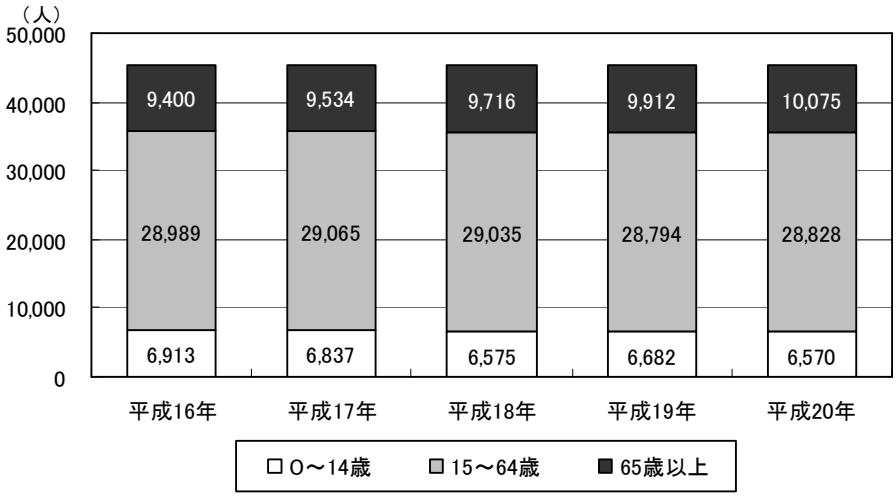

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■人口ピラミッド

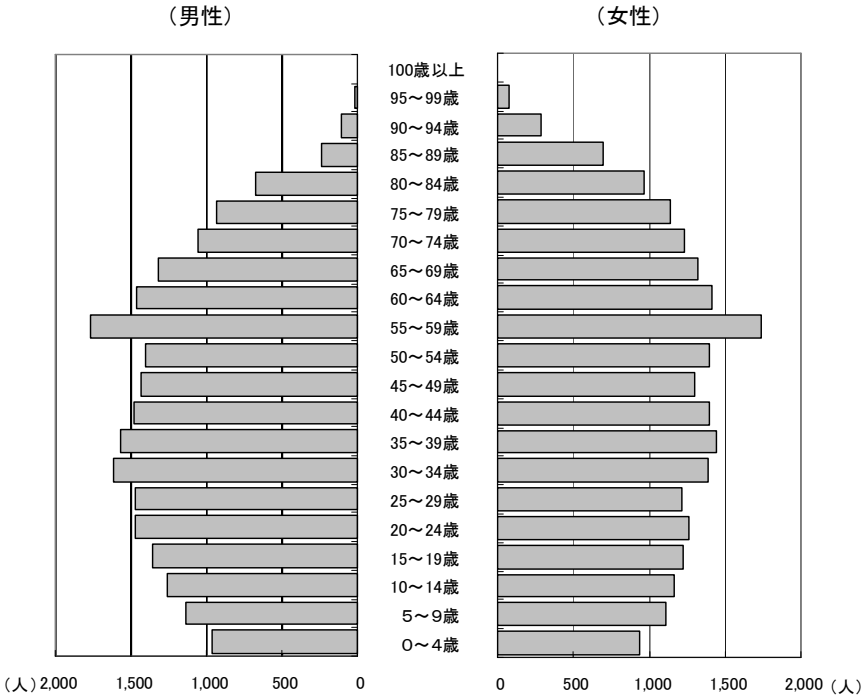

資料：住民基本台帳（平成 20 年４月１日）

○外国人が増加しており、平成 17 年と 20 年を比較すると、約 1.3 倍の増加となっています。

■外国人登録者数の推移

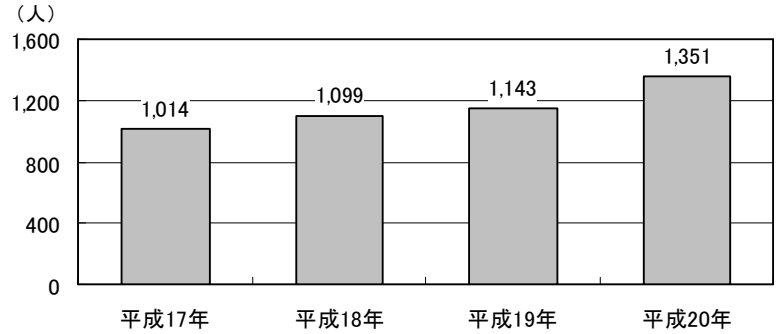

資料：各年４月１日

２．世帯の状況

○世帯数は増加傾向にありますが、世帯あたりの人員数は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

○高齢者一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯など、見守りが必要な世帯も増加しています。

■世帯数と世帯あたり人員数の推移

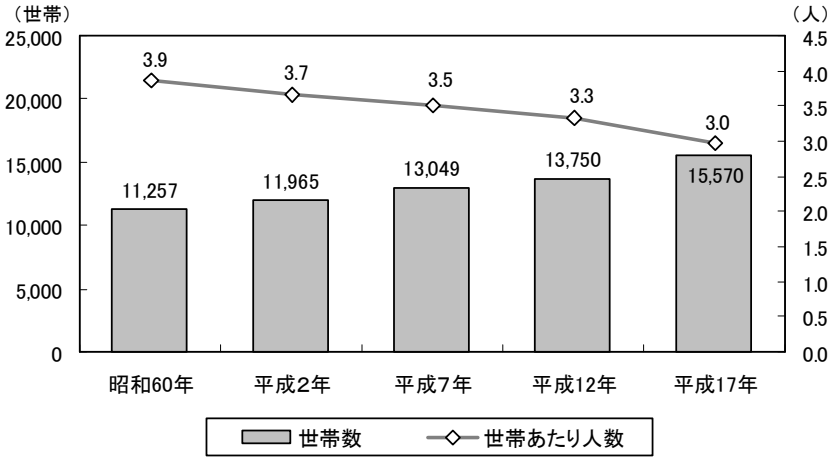

■高齢者世帯の推移

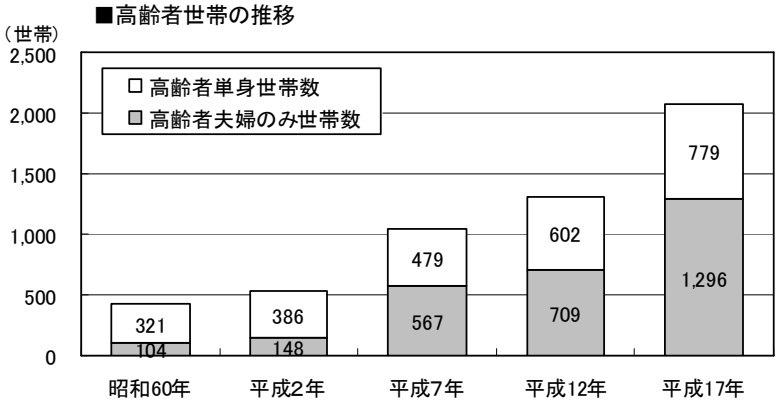

資料：国勢調査

３．高齢者、障がい者の状況

○介護保険における要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、特に重度者が増加しています。

○障がい者数も増加しており、高齢化の進行に伴って身体障害者手帳所持者が増加しています。

■要介護度別認定者数の推移

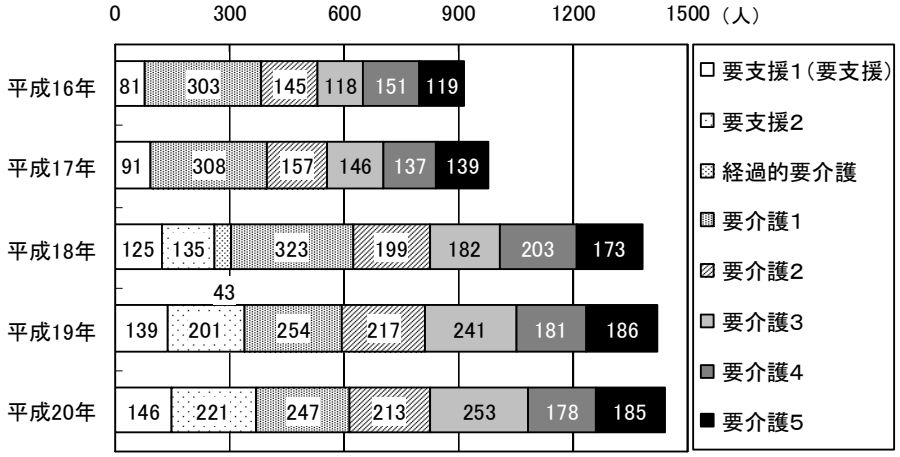

資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月）※平成 20 年のみ 4 月
※平成 17 年までの「要支援」は平成 18 年以降の「要支援１」と凡例が同じである。

■手帳所持者数の推移

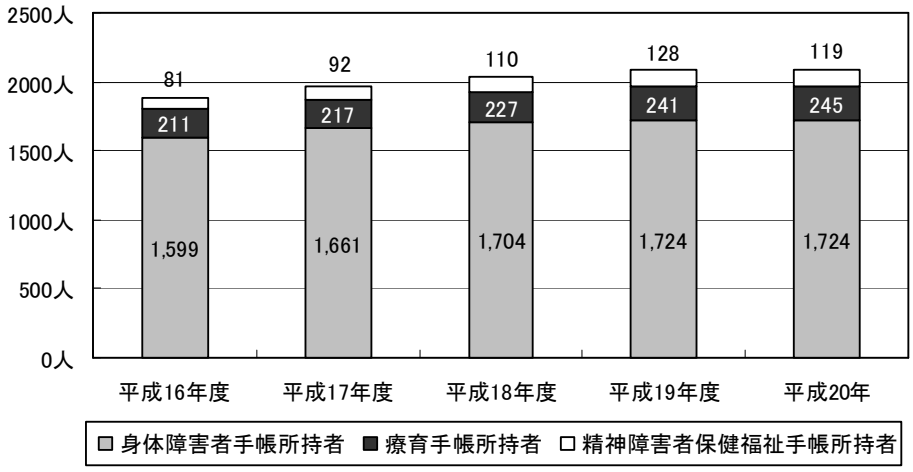

資料：各年 4 月 1 日現在

４．アンケートからみる地域の状況

市民の福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、市民の意見、提言を地域福祉活動計画に反映することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査の概要

１　調査地域　　：いなべ市全域
２　調査対象者　：いなべ市内在住の 20 歳以上の男女
３　標本数　　：1,584 人
４　抽出法　　：住民基本台帳から、無作為に抽出
５　調査期間　　：平成 20 年９月 12 日～平成 20 年９月 26 日
６　調査方法　　：調査票による本人記入方式。郵送配布・郵送回収による郵送調査法

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,584 票	1,003 件	1,001 件	63.2%

※回収数の内、２票が無効票（白票）。

※グラフ中のＳＡは単数回答、ＭＡは複数回答を示しています。また、Ｎは集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。

（１）社会福祉協議会の認知度

○社会福祉協議会の認知度をみると、全体の 25.1%が「名前も活動内容も知っている」と回答しています。

○年齢が上がるにつれ「名前も活動内容も知っている」が高くなりますが、若い世代ではやや認知度が低く、20 代の 28.9%、30 代の 22.2%が「名前も活動内容も知らない」と回答しています。

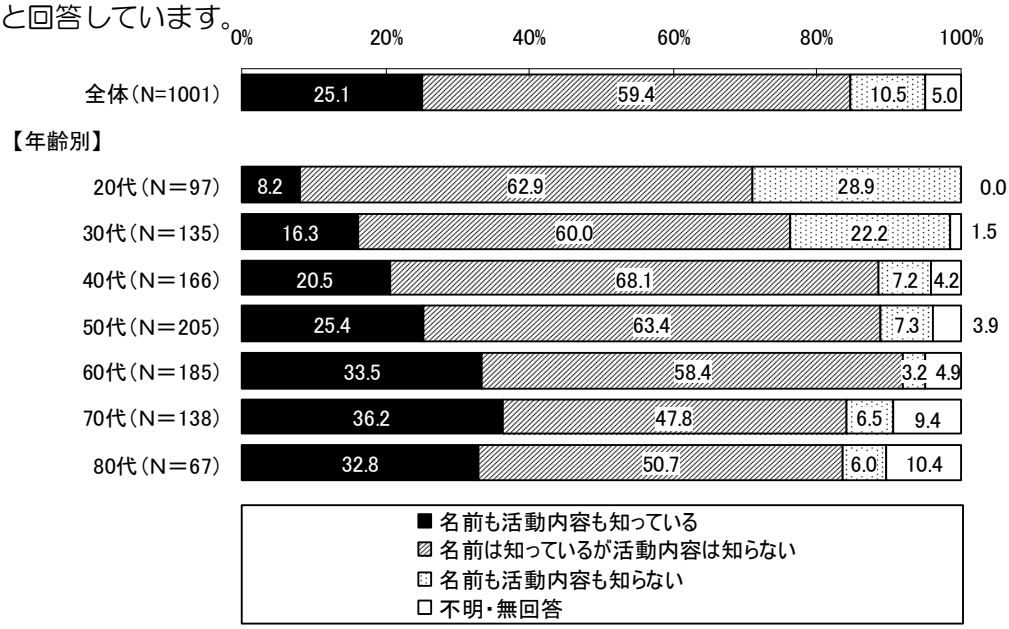

（２）「地域」の範囲

○地域の範囲では、「自治会単位」が 37.5%と最も高く、次いで「小学校区単位」が 17.5%、「市内全域」が 16.3%、「旧町単位」が 15.2%と続いています。

○年代別でみると、若い年代ほど「市内全域」や「旧町単位」など広域的に『地域』をとらえており、50 代以上の年代では「自治会単位」といった身近な範囲が高くなっています。

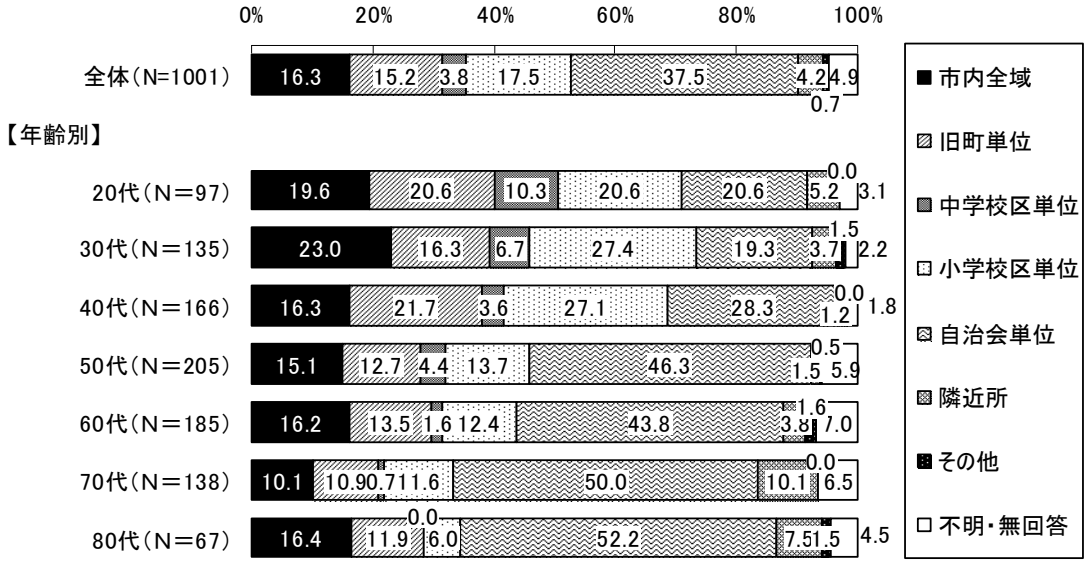

（３）近所づきあいの程度

○ふだんの近所付き合いについては、「日常的に立ち話をする程度の付き合い」が 35.2%、「会えばあいさつをかわす程度の付き合い」が 32.5%となっています。

○年代別でみると、年齢が上がるにつれより密接な近所付き合いをしていることがうかがえます。

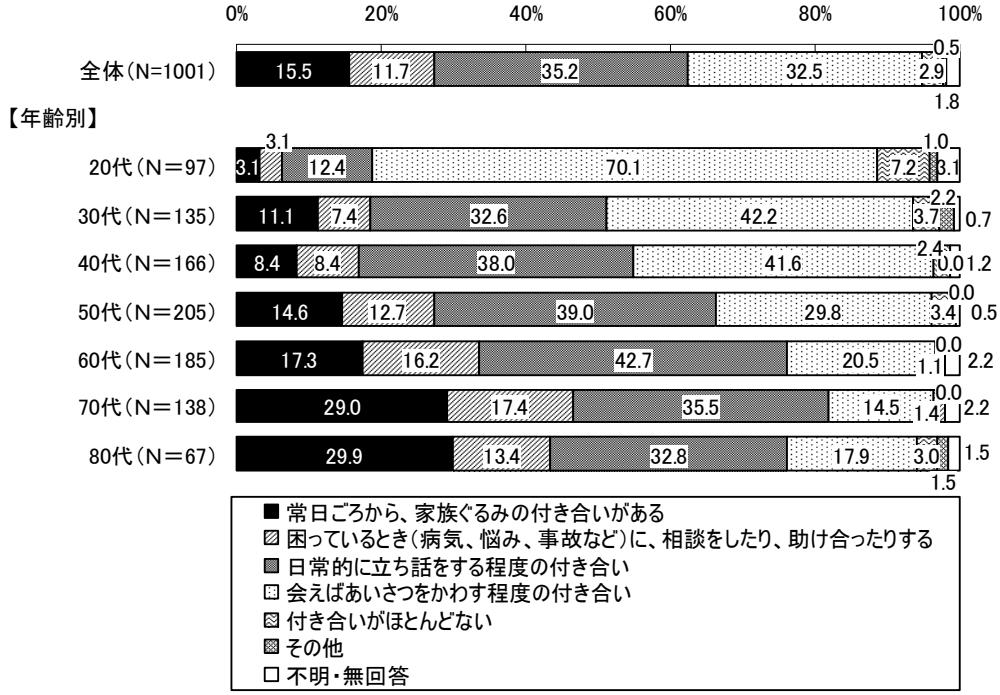

（４）自治会や子ども会、ＰＴＡなどの地域活動の状況

○地域活動等の活動状況については年代別で差がみられます。「活動したことがない」といった、地域活動等の未経験者が 20 代で半数を超え、高くなっています。また、30 代、40 代では「現在活動している」が半数を超えています。

○活動内容では、20 代～60 代にかけて、「自治会の活動」が最も高くなっており、70 代、80 代では「老人クラブ」が高くなっています。

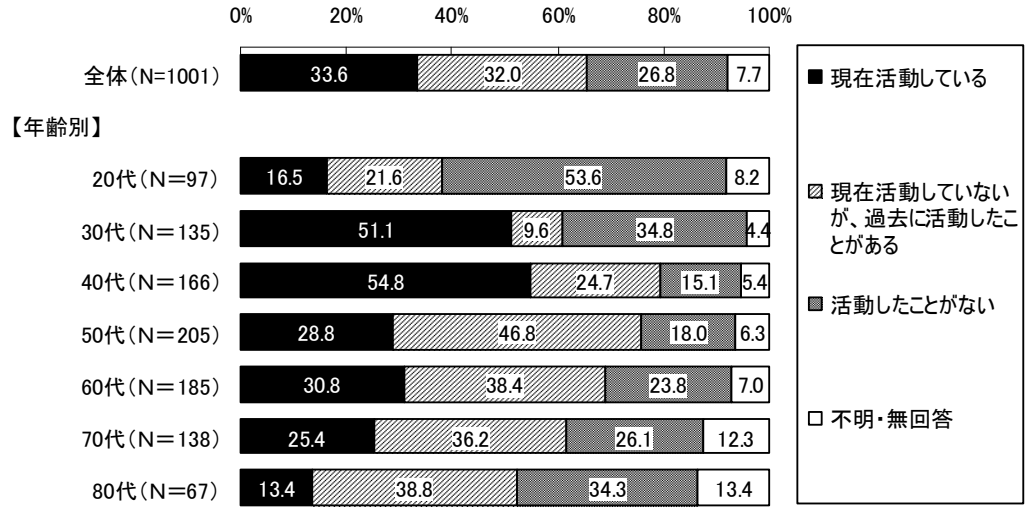

（５）ボランティア[4]やＮＰＯ活動への参加意向

○今後ボランティア活動やＮＰＯ活動をしてみたいかについては、全体で『活動したい』（「大いに活動したい」「できれば活動したい」の合算）が 34.5%となっています。

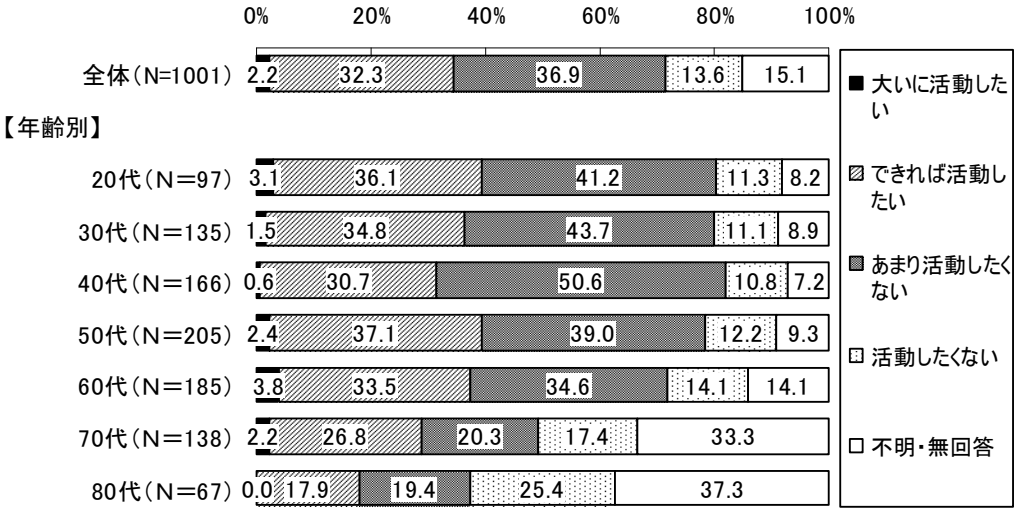

[4] ボランティア
個人の自発的な意思により、福祉などの事業活動に参加する人、もしくは行為そのもの。サービスとして提供される場合は無償と有償の場合がある。

Ⅳ　計画の基本的な考え方

１．基本理念

近年、少子高齢化の進行や核家族化などの世代構造の変化や社会状況の変化を受けて、地域住民同士、あるいは家族間のつながりの希薄化により、地域の自治力が低下してきていると言われています。そのようななかで、住民同士がお互いを支え合う地域福祉の大切さが見直されて来ました。

困った人がいれば声をかけ、助けてあげる。そのようなすべての人が自然と持っている思いやりの心を大切にし、積極的に行動に移してもらうことが、豊かで潤いのある人間関係を構築し、住みやすいまちづくりへとつながっていきます。

いなべ市社会福祉協議会は、いなべ市における地域福祉計画の基本理念（「地域の力でいきいき笑顔　市民が主役のまち　いなべ」）も踏まえ、地域住民と協力し、住民の主体的な地域のまちづくりへの参画を通していなべ市に住むすべての人々が、地域のなかで自分らしくよりよく生きることができる、市民が主役となるまちづくりをめざします。

２．基本目標

「いなべ市地域福祉活動計画」では、下記の４つの基本目標をもとに、地域福祉活動に取り組みます。

（１）ひとづくり　～だれもがふれあい、思いやりの意識を育む～

お互いを思い合う福祉教育を推進し、市民一人ひとりが地域福祉を担うまちづくりをめざします。

（２）地域づくり　～助け合い、支え合える関係をつくる～

住民同士がともに交流しながら住みよい地域づくりを進めていくため、助け合い、支え合うまちづくりをめざします。

（３）ネットワークづくり　～協働と連携でみんながつながる～

地域におけるさまざまな人や組織・グループ（住民、関係機関、福祉事業者、企業、行政機関、ボランティア、ＮＰＯなど）が連携し合い、ともに生きることができるまちづくりをめざします。

（４）安心な環境づくり　～サービスを活かし、自立して暮らす～

福祉・保健・医療・教育・建設・交通等、さまざまな分野でのサービスを充実し、健康で安心して生活できるまちづくりをめざします。

３．計画の体系

1. ひとづくり　～だれもがふれあい、思いやりの意識を育む～	
	（１）だれもが地域福祉に関心がもてるようにする
	（２）学校との連携により、子どもたちの福祉の心を育む
	（３）ボランティア活動を活発にする
2. 地域づくり　～助け合い、支え合える関係をつくる～	
	（１）地域のことを知り、考える
	（２）日常的に見守り、助け合える関係をつくる
	（３）支援が必要な人を見逃さない地域をつくる
3. ネットワークづくり　～協働と連携でみんながつながる～	
	（１）各種団体活動を支援する
	（２）団体同士の連携を強化する
	（３）社協における支援体制を強化する
4. 安心な環境づくり　～サービスを活かし、自立して暮らす～	
	（１）高齢期を健やかに過ごせるようにする
	（２）障がいがある人の生活を支える
	（３）保育、子育て家庭を支援する
	（４）サービス提供体制を充実する

Ⅴ　取り組みの方向性

1. ひとづくり　～だれもがふれあい、思いやりの意識を育む～

【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、子どもから大人まですべての市民が、お互いの気持ちや親切心を大切にし、思いやりの心を育てていくことが大切になります。また、地域福祉とは何か、なぜ必要なのか、そして地域にはどのようなことが求められているのかを、しっかりと学ぶことが大切になってきます。

しかし、「福祉」や「ボランティア」という言葉に対し、「奉仕すること」や「してあげる」といったイメージをもつ場合があり、率先して取り組むことが敬遠される場合も見受けられます。

また、各学校でも福祉教育に取り組んでいますが、より一層、子どもたちに福祉の本来の意味や目的を伝えていくことが必要となっています。

従来のような「福祉」のイメージを変え、自らが生きがいや楽しみを感じながら、身近な地域づくりから福祉に取り組んでいけるような意識づくりを進めていかなければなりません。

【特に取り組むべき課題】

課題①　ライフスタイルに応じた啓発

地域のつながりが希薄になっていることや、多くの市民の当事者意識が薄く、身近に福祉の必要性を感じていないこと、共働き家庭や子育て家庭などでは福祉活動に取り組む時間がないなど、特に若い世代のライフスタイルに応じた啓発の工夫が必要になっています。

課題②　子どもたちへの福祉教育の充実

子どもの頃からの福祉教育はとても重要ですが、地域も巻き込んだ、子どもたちに本当の意味での福祉教育ができる機会が必要です。学校における福祉教育では、社会福祉協議会と学校との連携をさらに強化し、効果的な実施体制としていくことなどが課題となっています。

課題③　ボランティアセンターの機能発揮

「ボランティア」に対して、特別な取り組みである意識が残っています。より気軽に取り組めるよう、特別視しない意識づくりが必要です。さらに、そのためにもボランティア活動に多様性をもたせるとともに、既存の団体が活動しやすい環境をつくる必要があります。

【主な課題の解決方策】

課題①　ライフスタイルに応じた啓発

☆働いている人でも参加できるよう、各事業の時間帯などを見直す（講座等の夜間、土日の実施等）。
☆現行の情報提供手段（広報紙、ホームページ、ブログ）を充実させ、市民がより参加できるよう、双方向性をもたせる。
☆障がいや認知症などに対する正しい知識が得られる啓発の機会をもつとともに、合わせて「福祉＝障がい者、高齢者」だけではないことについて啓発を行う。
★だれもが地域福祉の担い手であることを伝えるため、小地域での住民懇談会などを開催し、各地域で、「地域」について考える場をもつ。

課題②　子どもたちへの福祉教育の充実

☆福祉教育のねらいやメニューなどを学校と社会福祉協議会で共有する。学校と一緒に福祉教育について考え、企画し、子どもたちの心に残るようなメニューづくりを行う。
（子どもたちが興味をもって取り組める、心に残る、さらには社会福祉協議会の専門性を活かした事業提案をしていく。）
☆学校以外でも、子どもたちに対する福祉教育を充実する。（夏休みなどを利用し、社会福祉協議会主催の事業を行うなど）

課題③　ボランティアセンターの機能発揮

☆ボランティアセンターや事業をＰＲするための広報を充実する。
☆ボランティア活動を行っている団体との連携を密にし、各団体がもっている悩みや課題などに対するサポート体制をつくる。
☆活動にあたっての公共施設の利用（手続きの方法や窓口の案内など）に対する支援を行う。
☆地域におけるボランティア・市民活動の幅広いニーズを把握するため、市民活動センターと密接に連携する。
★個人の特技が活かせる（パソコンなど）ボランティアメニューを検討する。
★ボランティアアドバイザーの育成に向け、研修などを行う。

☆…現行事業の見直し、拡充　　★…新規の取り組み

【施策体系図】

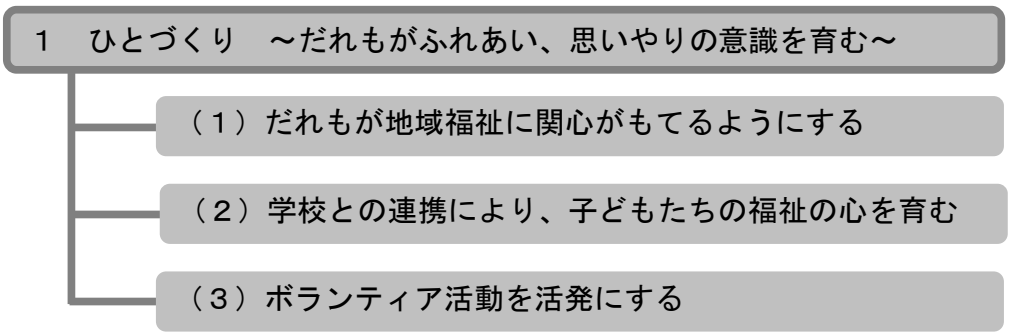

【施策の方向性】

（１）だれもが地域福祉に関心がもてるようにする

市民が地域福祉に対して関心をもち、その内容を理解できるよう、さまざまな機会を通して福祉に関する情報提供に努めます。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">社協だよりの発行</td><td colspan="3">「社協だより」の発行を通じて福祉に関するさまざまな情報の発信、社会福祉協議会の事業内容の啓発、紹介ができるよう、内容の充実と市民ニーズの把握に努めます。また、今後も SP コード[5]の挿入など、ユニバーサルデザイン[6]の視点からの紙面づくりに努めます。</td><td rowspan="3">総務課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>年６回発行</td><td>年６回発行</td><td>年６回発行</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ホームページ、ブログ[7]の管理・運営</td><td colspan="3">だれもがいつでも社会福祉協議会の福祉活動の情報が得られるよう、充実したホームページの作成と、迅速な情報の更新に努めます。
主な取り組み
〇ユニバーサルデザインの視点からの情報提供体制づくり
〇利用者が参加できる、双方向によるコミュニケーションの仕組みづくりについての検討</td><td rowspan="3">総務課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

---

[5] ＳＰコード
バーコードの一種で、専用の読取機を使用することによって、記録されている情報を音声で出力することができる。

[6] ユニバーサルデザイン
ある特定の人のためだけのデザインではなく、だれもが利用しやすいように取り入れられたデザインのこと。また、そのような考え方のこと。

[7] ブログ
個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的な Web サイトの総称。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">共同募金事業の実施</td><td colspan="3">毎年 10 月に赤い羽根共同募金活動を実施し、寄付文化の醸成と福祉の心の浸透を図ります。</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

（２）学校との連携により、子どもたちの福祉の心を育む

子どもの頃から福祉について正しい認識をもてるよう、学校、地域を通じた福祉教育を推進します。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">福祉教育の推進</td><td colspan="3">社会福祉への理解と関心を高めるために、市内の小・中・高等学校を福祉協力校[8]に指定し、活動のための補助金を交付します。また、より効果的な教育内容となるよう、福祉協力校との連携を強化していきます。
主な取り組み
○教育委員会、福祉協力校との連携による福祉教育メニューの検討
○学校間で福祉教育内容の共有化が図れる仕組みづくり</td><td rowspan="3">地域福祉課（地域包括支援センターと協働）</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討体制の構築</td><td>メニューの検討</td><td>充実</td></tr>
<tr><td rowspan="3">子どもたちが福祉について学べる機会の創出</td><td colspan="3">学校以外の場でも子どもたちに福祉について学べる機会を提供するため、長期休暇中などにおける福祉教育の場をつくります。
主な取り組み
○社会福祉協議会の専門性を活かした事業内容の検討</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>メニューの検討
実施体制の構築</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[8] 福祉協力校
小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的として指定された学校。

（３）ボランティア活動を活発にする

ボランティアグループの活動を活発にするとともに、市民が身近なところから始められるボランティア活動についての情報提供を行います。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ボランティアセンターの運営</td><td colspan="3">ボランティア活動希望者と依頼者への対応やボランティアに関する専門的な相談・情報提供が迅速・適切に行えるよう、ボランティアコーディネーター[9]の専門性やスキルの向上を図ります。
主な取り組み
○ボランティア活動団体への相談体制の強化
○ボランティアアドバイザー[10]の育成に向けた研修の実施
○スムーズな施設利用に向けた支援体制の構築</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>支援体制の構築</td><td>充実</td><td>充実</td></tr>
<tr><td rowspan="3">各種養成講座の開催</td><td colspan="3">ボランティア活動希望者やボランティア実践者のニーズに沿った研修や講座が開催できるよう、内容の充実を行います。
主な取り組み
○より多様な世代の方に参加していただけるような、夜間や休日における講座等の開催の検討</td><td rowspan="3">地域福祉課
在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>時間帯等の検討</td><td>実施</td><td>充実</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ボランティア情報の提供</td><td colspan="3">社協だよりやホームページ・ブログを通じてボランティア活動の状況や内容について情報発信していきます。
主な取り組み
○より気軽にボランティア情報が入手できるようなボランティア広報紙の発行</td><td rowspan="3">地域福祉課
総務課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">新たなボランティアメニューの検討</td><td colspan="3">若い世代や団塊の世代等、これまでボランティア活動に関わりの少なかった方が興味、関心をもてる新たなボランティアメニューについての検討を進めます。
主な取り組み
○ボランティアについての市民意向の把握
○特技を活かしたメニューの検討</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討</td><td>検討</td><td>実施</td></tr>
</table>

[9] ボランティアコーディネーター
市民のボランティア活動を支援し、その活動の中で力が発揮できるよう、市民と市民、または組織をつないだり、組織内での調整を行う人のこと。

[10] ボランティアアドバイザー
これからボランティア活動を始めたいと考えている人や、すでにボランティア活動をしている人に対し、自らの経験を生かして、ボランティア同士の立場で、日常的な相談・助言を行う人のこと。

2. 地域づくり ～助け合い、支え合える関係をつくる～

【現状と課題】

近年、地域のなかでも近所づきあいが希薄化している現状がみられ、積極的に地域との交流を望まない人や、転入者、外国人といった、地域のなかで孤立するおそれのある人が増加しており、地域のなかで地域の課題を解決していく力が弱まってきています。

特に災害時や防犯に関しては、地域の見守りや助け合いが重要になってきますが、災害ネットワークや防犯パトロールでも地域ごとに取り組みの格差があり、市内のすべての地区で対策が図られているとは言えません。

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが、声かけやあいさつなどの日常的なところから交流を実践し、だれもが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に参加できるようにしていく必要があります。

【特に取り組むべき課題】

課題①　地域のネットワーク、つながりを強める

地域のつながりが希薄化していることや、地域の活動においても参加者が固定化してしまうなど、地域活動が広がりにくい状況です。子どもの登下校時の見守りや、地域内の一人暮らし高齢者の把握、障がい者への支援など、地域内で解決していくべき課題がみつかりにくくなっています。

【主な課題の解決方策】

課題①　地域のネットワーク、つながりを強める

☆事業全体、支所を越えた地域活動のコーディネートを行う。

★地域のなかでキーマンとなる、地域活動を引っ張っていける人材を発掘し、育成する。

★行政と連携し、地域のなかで災害時に支援が必要な人を把握するなかで地域のつながりを強める。

【高齢者】

☆行政と連携し、高齢者の見守りネットワーク事業を推進する。（一人暮らしや認知症、虐待、悪徳商法から高齢者を守るための見守り支援事業）

☆行政と連携し、徘徊高齢者の情報を共有する。

★行政と連携し、認知症キャラバンメイト、認知症サポーター養成研修を充実する。

【障がい者】

☆障がい者に関する相談窓口を配置する。

【子ども】

☆子どもの見守り活動など、安全な地域づくりを進める。

☆…現行事業の見直し、拡充　　★…新規の取り組み

【施策体系図】

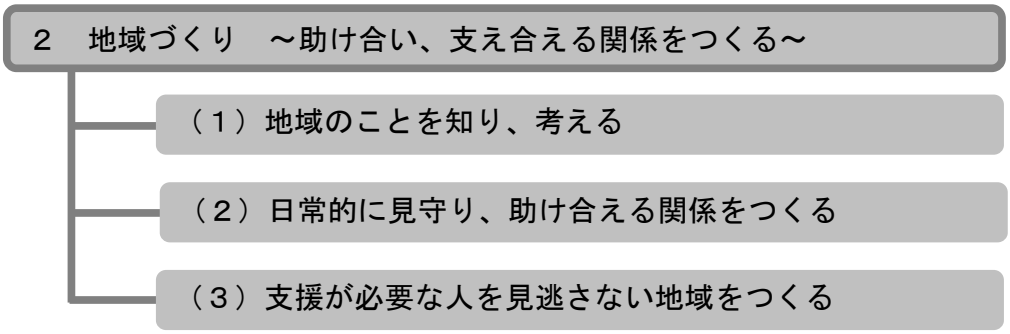

【施策の方向性】

（１）地域のことを知り、考える

住民同士で地域の福祉課題についての話し合いや福祉に関しての学習ができる機会を提供します。

施策	取り組みの方向性			担当課
地域について話し合える場の開催	住民自身が地域の課題を自分自身の課題として受けとめ、ともに住民同士の話し合いを通じて課題解決に導いていけるよう、地域懇談会を開催します。 主な取り組み 〇希望地区での地域懇談会の開催 〇地域懇談会をきっかけとした人材の発掘と育成			地域福祉課（地域包括支援センターと協働）
	H21	H22	H23	
	検討	試行的実施	希望地区での実施	
地域について考えるきっかけづくり	地域の資源や課題などをみつけ、地域福祉に取り組むきっかけとなるような機会を創出します。 主な取り組み 〇地域ごとの課題を発見する 〇地域におけるまちづくりワークショップの実施			地域福祉課
	H21	H22	H23	
	検討	試行的実施	希望地区での実施	

（２）日常的に見守り、助け合える関係をつくる

地域住民をはじめ、高齢者や子どもなど、さまざまな人が交流できる機会を提供し、交流を促進します。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ふれあいサロン[11]の開催支援</td><td colspan="3">ふれあいサロンを実施する主催団体に対して、活動のための補助金を交付します。また、地域の特性に応じた取り組みができるよう、行政との連携のもと、より自主性に基づいた、地域に根づいた活動が行えるような側面的支援に努めます。
主な取り組み
〇地域間の活動の温度差の解消
〇サロン支援者の拡充
〇自主性を高める実施メニューの紹介
〇サロンの支援組織に対する相談体制の強化
〇地域サロンの後方支援</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">独居老人ほのぼの交流会の実施</td><td colspan="3">在宅の一人暮らし高齢者の方に、仲間づくりや生きがいづくりを目的として、レクリエーションや創作活動を通じて心身の健康維持とともに一人暮らしの不安解消を図ります。</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ふれあい弁当サービスの実施</td><td colspan="3">一人暮らし高齢者の見守りと安否確認を目的に、７月～９月を除く各月において、月２回ふれあい弁当サービスを実施します。
主な取り組み
〇７月～９月の安否確認方法の検討</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">世代間交流活動の促進</td><td colspan="3">高齢者や子ども、その他青年層、壮年層など、多様な年齢層による世代間交流を促進します。
主な取り組み
〇高齢者の知恵や経験を活かした活動など、各世代がもつ特性を活かせるような実施メニューの検討
〇子どもと高齢者の交流事業の充実</td><td rowspan="3">地域福祉課
在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[11] ふれあいサロン
地域の気の合う仲間が身近なところに集まって、ボランティアや地域住民の方と一緒に話をしたり、食事会などをしながら、ともに楽しいときを過ごすふれあいの場。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">地域における防犯活動の推進</td><td colspan="3">子ども、高齢者等の見守り活動などの地域ぐるみの防犯活動を促進し、だれもが安心して暮らせる環境の整備に努めます。
主な取り組み
○地域におけるパトロール活動の支援</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小地域ネットワーク事業の推進</td><td colspan="3">地域住民が主役となり、各地域において子どもから高齢者・障がい者が、住み慣れた地域のなかで安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力により地域で行う支え合い、助け合い活動の普及に努めます。</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

（３）支援が必要な人を見逃さない地域をつくる

子ども、高齢者等などへの地域ぐるみの見守り活動等を充実するとともに、気軽に相談できる体制を整備し、安心して暮らせる環境をつくります。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">行政との連携による見守りネットワークの構築</td><td colspan="3">行政や民生委員・児童委員と連携を図り、いなべ市が構築する「高齢者見守りネットワーク[12]」と協力、連携し、高齢者など、支援が必要な人に対する見守りや支え合い活動を促進します。
主な取り組み
○地域包括支援センター[13]を中心とした一人暮らし高齢者等、支援が必要な人の実態把握
○行政との連携による徘徊老人緊急対応方策の検討</td><td rowspan="3">地域包括支援センター
地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>行政との連携による検討</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[12] 高齢者見守りネットワーク
いなべ市において、様々な地域の関係者が連携し、高齢者に対する安否確認など、地域に密着した見守りを行う取り組み。

[13] 地域包括支援センター
地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見及び権利擁護事業の４つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">行政との連携による災害時要援護者[14]避難支援体制づくり</td><td colspan="3">防災及び災害時に関する対策について、行政が作成する訓練、役割分担、マニュアル等を共有し、地域における災害時要援護者避難支援体制づくりを推進します。
主な取り組み
○災害時要援護者の把握
○地域支援者の確保に向けた啓発</td><td rowspan="3">地域福祉課
総務課
在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>行政との連携による検討</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">心配ごと相談事業（一般、弁護士、司法書士）の実施</td><td colspan="3">さまざまな心配ごとや、悩んでいることを相談できる場を提供し、相談に応じて適切な助言、援助を行います。
主な取り組み
○専門的な支援が必要な相談等の関係相談機関へのスムーズな連携</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高齢者に対する相談支援体制の充実</td><td colspan="3">地域包括支援センターを中心に、高齢者に対する総合的な相談体制を構築します。
主な取り組み
○支援が必要な高齢者の把握
○関係機関との連携・ネットワークづくり</td><td rowspan="3">地域包括支援センター</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障がいがある人に対する相談体制の充実</td><td colspan="3">各作業所等において、障がいがある人に対し、サービスの相談やピアカウンセリング[15]、情報提供などを行います。また、その他の相談支援機関等と連携を強化していきます。
主な取り組み
○社会福祉協議会内での明確な相談窓口の整備
○来所での相談が困難な方に対する相談体制の検討</td><td rowspan="3">施設福祉課
地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[14] 災害時要援護者
高齢者、障がいがある人、外国人、妊産婦や乳幼児など、避難行動や避難生活にハンディをもつ人。

[15] ピアカウンセリング
障がいがある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">相談員の人材育成</td><td colspan="3">三重県社会福祉協議会等が開催する研修会へ積極的に参加するとともに、社協内でのOJT[16]を中心に職員及び相談員の知識の向上に努めます。</td><td rowspan="3">全課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">身近な相談体制の整備</td><td colspan="3">民生委員・児童委員への支援を通じ、プライバシーに配慮しつつ、それぞれの地域において、いつでも気軽に相談できる身近な相談体制づくりを推進します。
主な取り組み
〇民生委員・児童委員への研修や情報提供の充実
〇身近な相談窓口の整備</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[16] ＯＪＴ
実際の仕事を通じて、必要な技術、能力、知識、あるいは態度や価値観などを身に付けさせる教育訓練のこと。

3. ネットワークづくり　～協働と連携でみんながつながる～

【現状と課題】

地域にはさまざまな団体があり、それぞれの目的をもって活動を進めています。

いなべ市内では、民生委員・児童委員や自治会、老人クラブ、ボランティアなど、さまざまな団体が地域で活動していますが、関係機関で連携がとりにくくなっていたり、活動に温度差やばらつきがあることが課題となっています。

より地域に根ざした活動を促進させていくため、関係機関や団体間の連携を強化し、地域福祉を推進していくことが必要となります。

【特に取り組むべき課題】

課題①　支援者側の支援体制を強化する

地域のなかで活動している関係団体等で活動に差がみられる。また、相談できる場所が少ないことや、関係機関同士の連携ができていないことなどが課題としてあり、支援が充分にできる体制が整備されていない。

【主な課題の解決方策】

課題①　支援者側の支援体制を強化する

☆職員、地域住民ともに、支援する側一人ひとりが、情報を敏感にキャッチする意識をもつとともに、周囲ともつながりがもてるよう、意識づけを行う。

☆きめ細かく支援の方向性を確認し、課題を共有する。

☆民生委員・児童委員との連携を強化し、地域の課題を共有し、解決に向けて情報提供を行う。

★相談連携体制を確立する。支援会議の場をつくる。

★コミュニティソーシャルワーカーの育成を行い、地域づくりを支援する体制をつくる。

☆…現行事業の見直し、拡充　　★…新規の取り組み

【施策体系図】

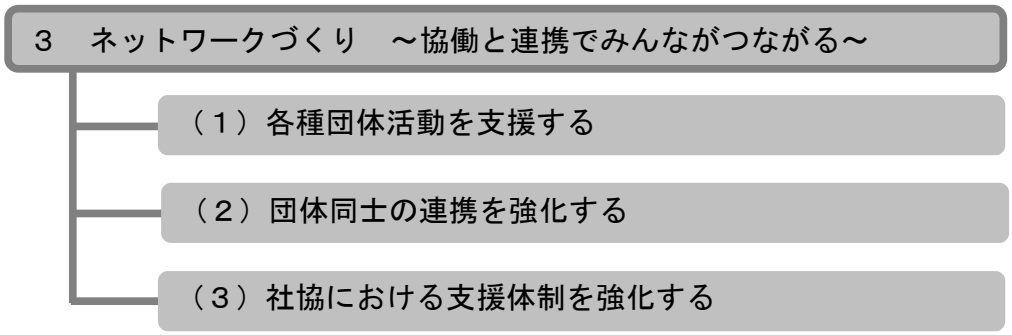

【施策の方向性】

（１）各種団体活動を支援する

地域における各種福祉活動団体など、社会福祉協議会において事務局を担っているさまざまな団体への支援を充実します。

施策	取り組みの方向性			担当課
民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員への学習会や研修の実施を通じて、民生委員・児童委員の地域支援力と意識の向上を支援します。 主な取り組み 〇役割や活動内容等の周知 〇意識、目的の共有化に向けた効果的な研修の実施			地域福祉課
	H21	H22	H23	
	実施	実施	実施	
老人クラブへの支援	老人クラブの活動を魅力あるものにするため、行政との連携により、各老人クラブの創意工夫による活動を支援していきます。 主な取り組み 〇友愛訪問活動・社会奉仕活動・健康増進活動への支援			地域福祉課
	H21	H22	H23	
	実施	実施	実施	

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">身体障害者福祉会への支援</td><td colspan="3">身体障害者福祉会への活動支援を行い、自主運営へ向けた支援を進めます。
主な取り組み
○活動の情報提供と周知</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">母子寡婦福祉会への支援</td><td colspan="3">母子寡婦福祉会への活動支援を行い、自主運営へ向けた支援を進めます。
主な取り組み
○活動の情報提供と周知</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

（２）団体同士の連携を強化する

各福祉活動団体間において連携が図れるよう、地域福祉の情報共有・ネットワークを形成します。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">各種関係機関との情報共有体制の構築</td><td colspan="3">行政と連携を図りながら、制度情報、活動情報などを関係機関・団体等で共有できるような仕組みづくりを検討します。
主な取り組み
○「社協だより」などを通じた、市内で行っている地域福祉活動についての情報発信</td><td rowspan="3">地域福祉課
総務課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>情報共有体制の検討</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">各福祉活動団体との連携体制づくり</td><td colspan="3">ボランティアや各福祉活動団体など、地域で活動を行っているさまざまな団体が協力と連携を図れるよう、ネットワークの構築を推進します。
主な取り組み
○ネットワーク会議の開催についての検討</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討</td><td>開催</td><td>開催</td></tr>
</table>

（３）社協における支援体制を強化する

地域における活動の活性化やネットワークづくりに向けて、社会福祉協議会内の支援体制を強化します。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">コミュニティソーシャルワーカー[17]の育成</td><td colspan="3">地域において、専門的に人づくり、資源の活用、活動やサービスの連携・調整などを行う、専門知識を有するコミュニティソーシャルワーカーの育成に努めます。
主な取り組み
〇コミュニティソーシャルワーカーの育成</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討</td><td>研修等の実施</td><td>研修等の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">職員間の情報共有</td><td colspan="3">地域における相談や課題等について、社会福祉協議会として一体的な支援ができるよう、情報共有体制の構築に努めます。
主な取り組み
〇支援の方向性の確認と地域資源の情報共有の場をつくる</td><td rowspan="3">全課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[17] コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）
地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの。

4. 安心な環境づくり ～サービスを活かし、自立して暮らす～

【現状と課題】

福祉サービスについては、利用者が必要なサービスを適切に利用できるようにするための支援や、質の高いサービス提供が必要となっています。

現在いなべ市社会福祉協議会では、介護保険サービス、作業所（障害福祉サービス提供事業所）や保育所の運営などを通じ、さまざまな福祉サービスを提供しており、いなべ市内における福祉サービスの提供主体としての役割がますます大きくなっています。しかし、サービスの提供にあたっては全体的に高齢者に対するサービスの比重が高くなっているため、市民ニーズ等を把握しながら、各福祉サービスのバランスについても検討していく必要があります。

また、近年では福祉サービスの量的な増加が進んでおり、それに伴ってサービスの質的な充実にも目が向けられはじめています。社会福祉協議会においては、各サービスの提供体制のなかでも一人の職員にかかる負担の増加などが課題となっており、福祉サービスを担う人材の確保と定着により、質の高いサービス提供に向けた組織づくりを進めていく必要があります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。社会福祉協議会においても、提供しているさまざまなサービスを充実させ、地域全体で自立を支えるための事業を育成する基盤づくりを進めていく必要があります。

【特に取り組むべき課題】

課題①　サービス内容の充実（ニーズに応じたサービスメニューの再編）

現行のサービスではそれぞれ必要な人への支援ができているが、市民に求められているもの、本当に効果が出る提供方法等を把握し、時代に適合したサービスメニューにしていく必要がある。

課題②　サービス提供体制の充実

介護保険に基づく介護サービス、介護予防サービスや作業所（障害福祉サービス）、保育園など、サービス提供にあたる人材の確保が困難な状況である。また、支援が必要な人とサービスとをつなげるためのコーディネート機能も必要である。

【主な課題の解決方策】

課題①　サービス内容の充実（ニーズに応じたサービスメニューの再編）

☆地域での交流、見守りや、地域のふれあいサロンなどを充実させる。
★市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、どのようなサービスが必要か、また、実施しているサービスの満足度の評価などを把握する。
★高齢者に対する介護予防事業の提供が不十分なため、地域の協力も得ながら身近な地域で高齢者が介護予防に取り組める場を充実する。

課題②　サービス提供体制の充実

☆地域住民、ボランティアなど、社会福祉協議会職員以外の地域の力を活かしていける仕組みをつくる。

☆…現行事業の見直し、拡充　　★…新規の取り組み

【施策体系図】

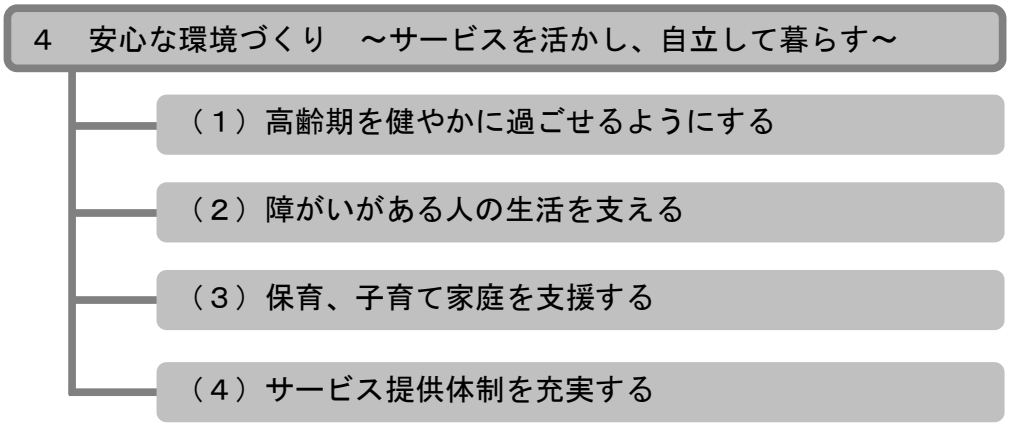

【施策の方向性】

（１）高齢期を健やかに過ごせるようにする

高齢者が、地域においていつまでも健康で、安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざし、さまざまな支援を行います。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">健康づくり・介護予防事業の推進</td><td colspan="3">ふれあいサロンなどにおいて健康づくりや介護予防に関する取り組みを充実させるとともに、比較的元気な高齢者でも気軽に健康づくりに取り組めるよう、場所や機会の提供に努めます。
主な取り組み
○高齢者が支援が必要になる以前から健康づくりや介護予防に取り組める場の充実（身近に行ける範囲）</td><td rowspan="3">地域福祉課
（地域包括支援センターと協働）</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護保険サービスの提供（居宅介護支援・介護予防支援）</td><td colspan="3">在宅の要介護者等が介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるよう、ケアマネジャー[18]が介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介等のケアマネジメント[19]を行います。また、地域包括支援センターにおいて、要支援者を対象に介護予防サービス計画の作成等を行います。
主な取り組み
○本人家族とともに考える目標志向型ケアプラン[20]の作成
○ケアマネジャー等の資質の向上を図る</td><td rowspan="3">在宅福祉課
地域包括支援センター</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護保険サービスの提供（訪問介護・介護予防訪問介護）</td><td colspan="3">ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行います。また、要支援者を対象に自立に向けての可能性を最大限に引き出す支援を行います。
主な取り組み
○地域性を把握し、利用者ニーズに応じたサービスの充実</td><td rowspan="3">在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[18] ケアマネジャー（介護支援専門員）
多くのメニューの中から、一人一人の高齢者のニーズにふさわしいサービスが提供されるよう、ふさわしい介護サービスの内容を検討し、地域の様々なサービス提供事業者と連絡調整を行い、継続的なサービス利用を確保する専門職のこと。

[19] ケアマネジメント
要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健、医療、福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携、調整、統合の一連の活動のこと。

[20] 目標志向型ケアプラン
目標達成のために、本人の意欲を高めたり、問題や障害となっていることを解決するなど、利用者の健全な機能をより強化するためのケアプランのこと。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">介護保険サービスの提供（訪問入浴介護）</td><td colspan="3">特殊浴槽及び給湯設備を有する車両で要介護状態の高齢者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護サービスを提供します。</td><td rowspan="3">在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護保険サービスの提供（通所介護・介護予防通所介護）</td><td colspan="3">要支援･要介護状態の高齢者を対象に入浴及び食事の提供、健康チェック、生活相談、ＡＤＬ（日常生活動作）[21]の維持・向上のためのリハビリなどを行います。
主な取り組み
〇利用者ニーズに応じたサービスの充実
〇地域密着型サービス[22]の展開と充実
〇若年性認知症への対応</td><td rowspan="3">在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域包括支援センターの機能強化</td><td colspan="3">いなべ市北地域包括支援センターにおいて、南地域包括支援センターと連携して介護予防事業、特定高齢者[23]の把握、総合相談等の事業を実施し、高齢者を総合的に支援する体制を強化します。
主な取り組み
〇地域包括支援センターの周知と認知度の向上
〇地域ケアの拠点としてのセンターづくりと介護予防の推進
〇高齢者の実態把握、情報の集約</td><td rowspan="3">地域包括支援センター</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[21] ＡＤＬ（日常生活動作）
食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなど、日常の生活を送るために必要な基本動作のこと。

[22] 地域密着型サービス
要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、平成 18 年４月から創設された介護保険サービス。地域密着サービスには、小規模な機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護、小規模介護老人福祉施設、小規模介護専用型特定施設がある。

[23] 特定高齢者
要支援・要介護になるおそれのある高齢者のこと。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">認知症高齢者等への支援の強化</td><td colspan="3">認知症の予防についての取り組みを強化するとともに、認知症に対する理解の促進や知識の普及、地域における見守り、支援体制を強化します。
主な取り組み
○認知症キャラバン・メイト[24]、認知症サポーター[25]の育成
○介護予防事業における認知症予防事業の強化
○行政との連携による高齢者見守りネットワークの充実
○地域密着型認知症デイサービスの実施</td><td rowspan="3">地域包括支援センター
在宅福祉課
地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[24] 認知症キャラバン・メイト
認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族を見守り、支援する人を育成する講師のこと。キャラバン・メイトはボランティアとして地域の住民、学校、職域等を対象に認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）を開き、講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行う。

[25] 認知症サポーター
認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。

（２）障がいがある人の生活を支える

障がいがある人が、地域において自立した生活を営めるよう、さまざまな福祉サービスの提供と支援を行います。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">障がいがある人に対する福祉サービスの提供（居宅介護・移動支援）</td><td colspan="3">障がいがある人が住み慣れた自宅で日常生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づく居宅介護サービスを提供します。また、利用者が円滑に外出できるよう、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業における移動支援サービスを提供します。</td><td rowspan="3">在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">訪問入浴サービスの実施</td><td colspan="3">特殊浴槽及び給湯設備を有する車両で障がいがある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護サービスを提供します。</td><td rowspan="3">在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害福祉サービスの提供</td><td colspan="3">たんぽぽ作業所、コスモス作業所、ふじわら作業所の３施設について、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス提供事業所への移行を進めます。
主な取り組み
○利用者のニーズに応じた移行に向けた検討</td><td rowspan="3">施設福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討</td><td>検討</td><td>検討</td></tr>
<tr><td rowspan="3">相談支援事業の実施</td><td colspan="3">障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、障がい者が望む生活を支援するためのケアマネジメントを行います。</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">福祉有償運送[26]事業の実施</td><td colspan="3">要介護者・要支援者・障がい者で、公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、個別移送サービスを提供します。</td><td rowspan="3">在宅福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[26] 福祉有償運送

NPO や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

平成 18 年度の制度改正により、それまで旅客自動車運送事業許可等の許可が必要であったものが、「緊急時又は公共の福祉の確保のため止むを得ない場合」という道路運送法第 80 条の規定により自家用自動車による有償運送についても許可が得られるようになった。

（３）保育、子育て家庭を支援する

保護者が働いていたり、病気などで家庭での保育ができない乳幼児を保育するとともに、子育てする保護者への支援を行い、子ども自身の成長と子育て家庭の不安の軽減に努めます。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">保育園の運営</td><td colspan="3">家庭や地域との連携を強化し、子どもが健やかに成長・発達できるような保育園の運営に努めます。
主な取り組み
〇幼児、障がい児への教育の実施
〇障がい児保育の充実</td><td rowspan="3">保育所運営課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討</td><td>検討</td><td>検討</td></tr>
<tr><td rowspan="3">子育て支援センターの運営</td><td colspan="3">育児不安などについての相談、子育てサークルなどへの支援、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行います。
主な取り組み
〇子育て支援センター事業の充実</td><td rowspan="3">保育所運営課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>検討</td><td>検討</td><td>検討</td></tr>
</table>

（４）サービス提供体制を充実する

支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適した福祉サービスが受けられるよう、社会福祉協議会内におけるサービス提供体制を充実します。

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">取り組みの方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市民ニーズの把握</td><td colspan="3">必要なサービス、不足しているサービス等を把握するため、アンケート調査や地域懇談会などを通じて市民ニーズを把握していきます。
主な取り組み
○アンケートの実施
○各サービスにおける満足度評価等の実施検討</td><td rowspan="3">施設福祉課
在宅福祉課
地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）[27]の推進</td><td colspan="3">認知症高齢者や、知的障がい、精神障がいがある人など、判断能力に不安がある人に対して、関係者及び関係機関・団体等と連携を図りながら、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用支援に努めます。
主な取り組み
○広報などによる事業の普及
○各種相談機関との連携によるスムーズな支援
○地域福祉権利擁護専門員の位置づけ</td><td rowspan="3">地域福祉課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">各種サービスの質の向上</td><td colspan="3">各種福祉サービスの実施にあたり、サービス利用者等からの意見の把握に努めるほか、三重県との連携による事業者の資質向上のための研修会等の開催など、福祉サービスの質の向上を図ります。
主な取り組み
○職員の積極的な研修への参加促進
○苦情処理体制の強化
○積極的な情報開示</td><td rowspan="3">全課</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

[27] **地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）**
認知症や知的障がい、精神障がいなどのために日常生活を営むのに支障のある人が、地域で安心して生活することができるよう福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのサービスを提供する事業。平成 11 年度から「地域福祉権利擁護事業」の名称で実施されていたが、平成 19 年度から事業内容に合わせて名称変更がなされた。

Ⅵ 計画の推進に向けて

１．社会福祉協議会の組織体制の整備・充実

各種の事業において、市民ニーズに応じた効率的・効果的な支援を行うことができるよう、社協内の組織体制を充実します。

施策	取り組みの方向性
本所・支所間の連携強化	本所・支所間の連携を強化し、各分野においてより効果的、効率的な事業の実施に努めます。
社協内の情報共有体制の構築	担当者会議等を通じ、職員間での事業内容・目的や今後の方向性、目標などの意識の統一を図ります。
人材の育成	社会福祉協議会の組織理念の徹底、職場内研修の積極的な実施、各種資格の取得促進等により組織体制の強化を図ります。

２．会員数の確保と健全な財務運営の推進

いなべ市の地域福祉活動を推進していくためのさまざまな活動や支援を行っていくなかで、自立的な組織・経営基盤を強化します。

施策	取り組みの方向性
財源の確保	活動の住民理解を促し、会員の確保、事業収入の確保、使用意図の明確化や募金方法の検討、共同募金配分金、寄付金の有効な活用などにより財源の確保に努めます。
経営基盤の強化	理事会の定例開催等、組織機能の強化や、評議員会の効果的な運営、学識経験者等住民参加による組織運営の充実など、効果的かつ自立的な組織運営体制の整備を図っていきます。

３．市民・行政等との連携

地域福祉の担い手である市民や、地域福祉の推進に向けてその支援を行う行政とともに、いなべ市の地域福祉を推進するための協働関係を築いていきます。

施策	取り組みの方向性
地域住民、各種団体との連携強化	地域住民との協働関係の構築に努めます。また、各種団体との連携・協働体制を強化し、全市的な地域福祉の推進へ向けて積極的に取り組みます。
事業所や福祉施設との連携強化	事業所や福祉施設との連携・協働体制を強化し、全市的な地域福祉の推進へ向けて積極的に取り組みます。
行政及び三重県社会福祉協議会等との連携強化	行政との連携を強化し、協働による地域福祉の推進に努めます。また三重県社会福祉協議会をはじめ、近隣市町の社会福祉協議会等関係団体との連携及び情報共有を密にしていきます。

いなべ市地域福祉活動計画

発行年月：平成 21 年 7 月
編集・発行：社会福祉法人　いなべ市社会福祉協議会